



平成28年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査の種類と監査結果の区分	2
(1) 監査の種類	2
(2) 監査結果の区分	3
2 監査の概要	4
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	4
3 監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査（テーマ監査）	8
(3) 財政的援助団体等監査	12
(4) 決算審査	13
(5) 健全化判断比率等審査	16
(6) 住民監査請求監査	18
＜資料編＞	
平成28年度に公表又は提出した監査の結果等	19
1 定期監査	19
(1) 定期監査年度別実施課所数	19
(2) 監査の結果等	20
ア 平成28年度第1回	20
イ 平成28年度第2回	23
ウ 平成28年度第3回	25
エ 平成28年度第4回	28

2 財政的援助団体等監査	・・・・・・・・・・	30
(1) 監査対象団体及び実施団体	・・・・・・・・・・	30
3 住民監査請求	・・・・・・・・・・	31
(1) 年度別処理状況（平成24年度以降分）	・・・・・・・・・・	31
(2) 請求事案及び結果（平成24年度以降分）	・・・・・・・・・・	31

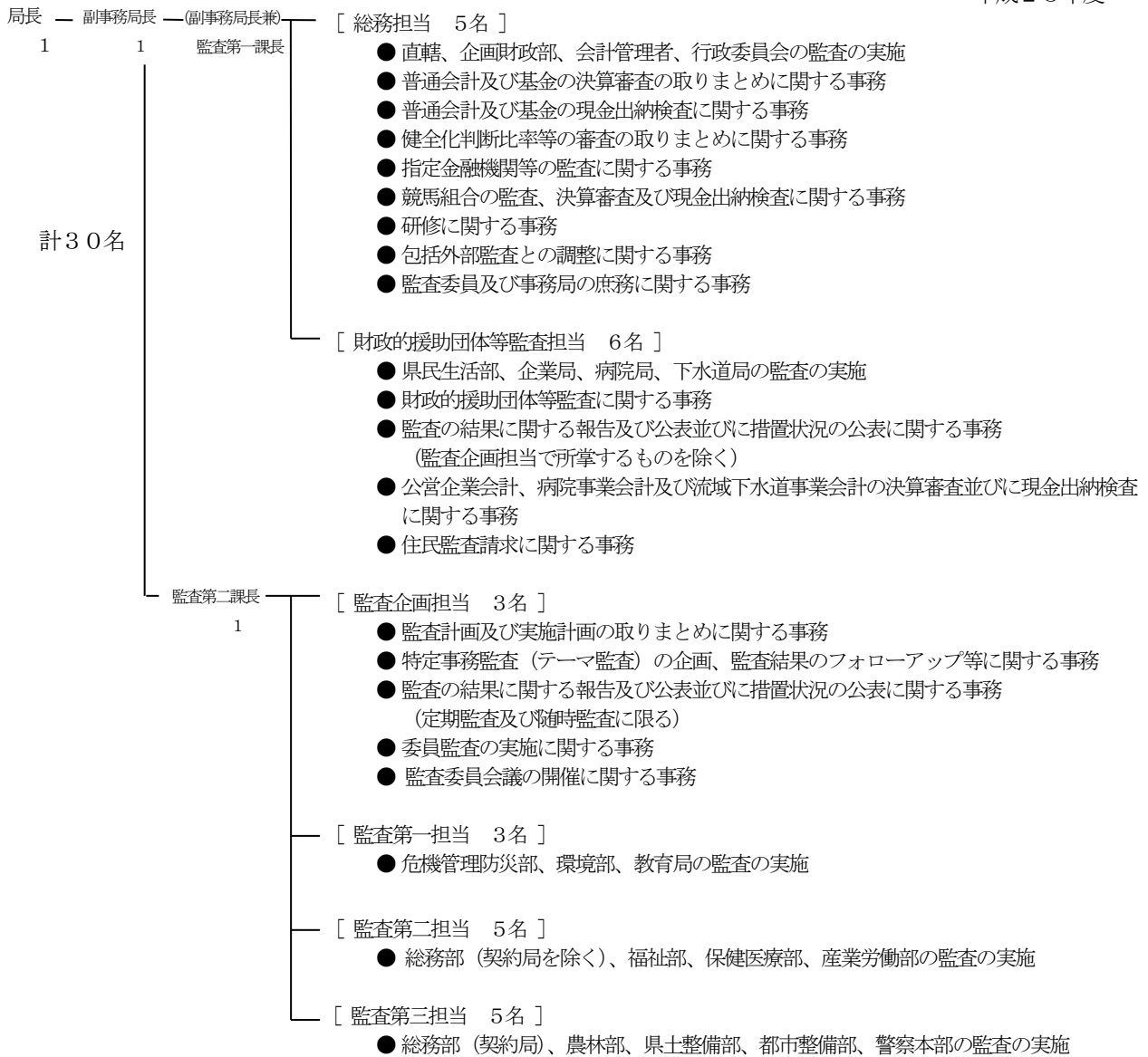
監 査 委 員

平成28年度

氏 名	区 分	備 考
寺 山 昌 文	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	公 認 会 計 士 H25. 7. 11～H29. 7. 10
佐 野 勝 正	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	公 認 会 計 士 H28. 3. 27～H32. 3. 26
鈴 木 聖 二	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	H28. 3. 26～H29. 3. 27
諸 井 真 英	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	H28. 3. 26～H29. 3. 27

監査事務局の組織及び事務分掌

平成28年度



1 監査の種類と監査結果の区分

(1) 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

※ 法 ……地方自治法

企業法 ……地方公営企業法

健全化法 ……地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告
意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

2 監査の概要（平成28年度実施分）

平成28年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。</p> <p>最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、28年度は、「契約事務の適正化」と「財務事務における内部統制」を重点監査項目としました。</p>	580課所	指摘 1件 注意 8件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策について ・企業との連携協定について 	委員監査 6課 3課	意見 1件 意見 1件
財政的援助団体等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	46団体 52箇所	指摘 なし 注意 なし
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p>	1件	一部却下一部棄却1件
決算審査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5公営企業会計	同上
基金運用状況審査	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	3基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

3 監査の結果等（平成28年度公表・提出分）

(1) 定期監査

ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。
平成28年度は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
28年度 第1回公表 (提出日 28年 9月26日) (公表日 28年10月 7日)	193機関 (本庁各課)	28年 4月18日 ～ 7月29日	指摘 なし 注意 2 意見 なし
28年度 第2回公表 (提出日 28年12月 5日) (公表日 28年12月16日)	72機関 (地域機関)	28年 8月18日 ～ 10月31日	指摘 なし 注意 3 意見 なし
28年度 第3回公表 (提出日 29年 2月21日) (公表日 29年 3月 3日)	218機関 (地域機関)	28年11月 1日 ～ 12月31日	指摘 1 注意 3 意見 なし
28年度 第4回公表 (提出日 29年 6月20日) (公表日 29年 6月30日)	97機関 (地域機関)	29年 1月11日 ～ 1月31日	指摘 なし 注意 なし 意見 なし

イ 分野別・性質別結果一覧

平成28年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計	
分 野 別	収入		3	3
	支出			
	調達手続		3	3
	契約内容	1	2	3
	財産			
	業務運営			
	その他			
	計	1	8	9
性 質 別	管理の不備		3	3
	運用の不備	1	3	4
	不注意		2	2
	不経済			
	非効率			
	計	1	8	9

ウ 事例

(ア) 指摘

契約内容・運用の不備（平成29年3月3日公表）

- ・産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。
- ・収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。
- ・「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、2者以上から見積書を徴取する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。（中央高等技術専門学校）

(イ) 注意

調達手続・不注意（平成28年10月7日公表）

- ・予定価格調書に記載した予定価格を超えた金額で契約を締結した。（文化振興課）

収入・管理の不備（平成28年10月7日公表）

- ・納期限までに納付されなかった賃貸料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促すべきところ、この期間を超過して督促していた。
- ・督促をした旨を債権管理簿に記載すべきところ、記載していなかった。
- ・納期限までに納付されなかった賃貸料について、財務規則で定める様式の督促状で督促すべきところ、普通文書で督促し、督促状に納期限が記載されていなかった。
（資源循環推進課）

調達手続・運用の不備（平成28年12月16日公表）

- ・随意契約において、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者からのみの徴取で契約を締結した。（男女共同参画推進センター）

契約内容・不注意（平成28年12月16日公表）

- ・契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。（農業技術研究センター）

契約内容・運用の不備（平成28年12月16日公表）

- ・一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかった。（警察学校）

収入・管理の不備（平成29年3月3日公表）

- ・現金領収した公文書の写し作成費用について、最初に収納した日から起算して5日目には指定金融機関等に払い込まなければならないところ、払い込みが遅延していた。
（総合治水事務所）
- ・平成28年4月に行った行政財産使用許可に基づく5～9月分の管理費について、平成28年11月まで調定、納入通知を行わなかった。（富士見高等学校）

調達手続・運用の不備（平成29年3月3日公表）

- ・予定価格調書の予定価格に誤った金額を記載したことを認識しないまま、入札を執行して契約を締結した。（熊谷警察署）

エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果			27年度末未措置	28年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
28年度	1	8	9		5(注意5)	4	未措置4件は29年6月に措置済
27年度	2	12	14	2	2(注意2)	0	
26年度	2	17	19	0			
25年度	16	23	39	0			

オ 主な事例

(ア) 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
環境部 資源循環 推進課	<p>平成27年度の彩の国資源循環工場(借地施設)整備事業に関する土地賃貸料の債権管理について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 納期限までに納付されなかった賃貸料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促すべきところ、この期間を超過して督促していた。</p> <p>2 督促をした旨を債権管理簿に記載すべきところ、記載していなかった。</p> <p>3 納期限までに納付されなかった賃貸料について、財務規則で定める様式の督促状で督促すべきところ、普通文書で督促し、督促状に納期限が記載されていなかった。</p> <p>(平成28年10月7日・第2839号)</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、関係職員を部内財務研修に参加させ、課内でも職員全員に財務研修を実施した。</p> <p>関係職員を出納総務課による個別職員研修に参加させ、ミスの発生原因を再確認するとともに、ミスを防止する対応について助言を受けた。</p> <p>収納状況に係る債権管理について、総務担当職員が財務帳票により納付状況を確認し、督促期限のチェックをするとともに注意喚起をすることとした。</p> <p>(平成28年12月16日・第2859号)</p>
警察本部 警察学校	<p>平成27年度の「警察学校庁舎環境衛生管理業務委託」(2,592,000円)の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。</p> <p>(平成28年12月16日・第2859号)</p>	<p>再発防止のため、契約締結時及び契約後における各種手続の履行を徹底させるため、契約事務チェックシートの中に新たに書面交付等の確認項目を設けるなど、複数人によるチェック体制を確立した。</p> <p>また、県警本部内全ての財務執行所属に対し、同様の誤りを防止するため、契約事務の正しい履行による財務事務の適切な処理について通知した。</p> <p>(平成29年3月3日・第2879号)</p>

(2) 特定事務監査（テーマ監査）

ア テーマ1「子供の貧困対策について」

(ア) 監査の視点

施策の推進体制が効果的に機能しているか

- ・ 計画の進行管理

貧困の状況にある子供を確実に把握し、施策につなぐ体制が整備されているか

- ・ 貧困の状況にある子供への対応
- ・ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進体制

(イ) 委員監査の対象機関 6機関

所管部局	機関名
福祉部	社会福祉課、少子政策課、こども安全課
教育局	高校教育指導課、生徒指導課、義務教育指導課

(ウ) 委員監査実施日

平成29年1月23日

(エ) 意見

【背景】

日本の子供の貧困率は、平成15年から平成24年までの10年間に2.6%上昇して平成24年には16.3%となり、子供の6人に一人が貧困の状況に置かれている。

そうした中、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年に制定され、県に地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務及び、子どもの貧困対策についての計画を制定する努力義務を課している。

埼玉県子育て応援行動計画（平成27～31年度）の中に貧困の状況にある子供への支援を盛り込み、同法に基づく計画と位置付けて具体的施策を展開している。その内容は、学習支援などの教育支援、住宅や生活相談などの生活支援、保護者への就労支援、福祉資金貸付などの経済的支援の各分野にわたっている。

【確認した課題】

1 計画の進行管理

計画においては、貧困の状況にある子供の支援のための指標として「生活困窮者学習支援対象者の高校進学率」と「児童養護施設退所児童の大学等進学率」の二つを設定して各施策を推進しているが、指標の推移や各施策の進捗状況を評価・改善する、計画のPDCAの観点からの進行管理が課題となっている。

2 貧困の状況にある子供への対応

県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）において、町村役場に対し支援が必要な世帯への情報提供を求め、専門職員による生活相談を行い住居確保や就労支援につなぐ連携体制を築いている。こうした情報の把握を一層確実なものにしたり、県のノウハウを県内各市へ普及することが課題となっている。

また、児童養護施設退所児童を対象とした自立支援の取組については、引き続き推進していく必要がある。

3 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進体制

(1) 学校には就学援助の申請や受給、給食費など学校で徴収する費用の滞納や、児童生徒の健康診断など、貧困に関係する各種の情報が存在する。これらの情報を重ね合わせることで、貧困の状況にある児童生徒を漏れなく把握して校内で情報共有し、支援につなぐ機能を強化することが課題となっている。

(2) 学校において、家庭と福祉機関などを繋いで必要な支援を受けられるようにするため、スクールソーシャルワーカー（SSW）が配置されているが、SSWが効果的に機能するための環境整備が課題となっている。

【監査委員の意見】

関係機関がそれぞれ取り組んでいる施策について、その進捗状況を評価して必要な改善を図っていく必要がある。

また、貧困家庭の子供を一人でも多く生活支援や福祉制度につなぐためには、関係機関の連携を強化して切れ目のない支援を行うことが最も重要である。

そのため、以下の取組を提案する。

1 計画の進行管理と関係部局の連携（少子政策課）

計画に位置付けられた各施策について、二つの指標に加え、生活支援や保護者への就労支援など各施策の実績を適切に評価して必要な改善を行うなど、PDCAの観点からの進行管理に努めること。

また、貧困対策に関する庁内連絡会議を活用するなど関係機関の連携を強化し、支援の実効性を高めること。

さらに、現行の施策を更に充実させるために、他の自治体の取組も参考にして、子供の貧困対策についての計画を単独計画として策定することを検討すること。

2 県生活相談のアウトリーチとノウハウの県内への普及（社会福祉課、少子政策課）

県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）が実施する生活相談においては、自ら相談してきた方への対応に加え、困っていると思われる方を発見して相談を働きかけるアウトリーチを一層充実させること。そのために、学校からの相談を受けるルートや、公共料金の滞納情報など行政機関が把握した子供の貧困が疑われる情報が集まるしくみの強化を検討すること。

また、県の福祉事務所における相談事例のうち、有効な対応ができたものを市町村に情報提供したり、市町村担当職員に対する研修を充実させるなど、県の取組の優れた部分を県内に普及させること。

3 学校内における把握体制と関係機関との連携強化（高校教育指導課、生徒指導課、義務教育指導課）

(1) 校内の把握体制の充実

児童生徒の状況を適切に把握し、保護者からの相談がない場合でも、貧困が疑われるケースを定期的に検討して情報共有できるよう、校内のケース検討会議の機能強化に努めること。

そのために、学校内にある給食費や健康診断など多くの情報を集約するしくみを整備したり、対応の水準確保のため貧困に関する相談用の標準様式の作成を検討すること。

(2) 学校と関係機関の連携強化

SSWが関係機関との連携モデルを繋げる“連結環”として、より有効に機能できるよう、

S S Wの体制充実や、S S Wに対する支援の充実に努めること。

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」や「スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会」を効果的に活用するために、学校における個人情報の取扱いや関係機関との連携方策などのマニュアルを作成したり、S S Wの専門性を高める研修の充実を検討すること。

4 学校と福祉機関等の連携モデルの検討（社会福祉課、こども安全課、生徒指導課）

学校と福祉機関の連携を強化するため、虐待を受けた子供を対象とする要保護児童対策地域協議会を参考に、貧困の状況にある児童を支援するために関係機関が連携するモデルを検討すること。

この連携モデルでは、地域で子供の貧困を支援していくために、子供の居場所づくりなどに取り組んでいる民間団体やボランティア等を含めることも検討すること。

イ テーマ2「企業との連携協定について」

(ア) 監査の視点

県の施策目標の実現のために、民間企業との連携協定が有効に活用されているか

- ・協定活用に向けた課題
- ・協定に関する企業の意向

(イ) 委員監査の対象機関 3機関

所管部局	機関名
企画財政部	改革推進課
保健医療部	健康長寿課
都市整備部	都市計画課

(ウ) 委員監査実施日

平成29年1月23日

(エ) 意見

【背景】

県は、県単独で実施するよりも効果的な県民サービスを提供するため、民間企業と連携協定を締結している。特に包括連携協定は、県と企業がそれぞれの得意分野を生かして、県政の全分野において継続的な協議等により新たな連携事業を展開する協定である。

平成20年6月の(株)セブンイレブンを初めに、20社(コンビニ5社、流通6社、金融3社、保険3社、情報1社、高速道路1社、プロスポーツ1社)の民間企業と包括連携協定を締結した(平成29年1月23日現在)。また民間企業等と184の個別連携協定を締結している(平成28年4月1日現在)。

【確認した課題】

1 協定活用に向けた課題

(1) 新規の包括連携協定の締結に当たっては、協定の実効性を担保するため、双方の意向を踏まえ複数の具体的な連携事業を県と企業で協議し、実施している。

連携事業の多くは県の広報やイベントへの協力、フランチャイズチェーンの店舗網を生かした拠点設置への協力などである。県の主体的な提案が不十分であるため、県が企業の資源を利用する連携が多いことが伺われる。

県の施策目標の効率的な実現のために、民間企業との連携の本来の目的を確認し実行することが課題である。

(2) 大塚製薬(株)との健康増進に関する協定に基づき、熱中症予防対策のチラシの印刷・配布や、県や市町村主催の講習会に大塚製薬(株)の社員が講師として参加するなど実績をあげている。

(3) 県は出歩きやすいまちづくりを進めるため、バス交通に着目した取組を進めている。バス事業者とバス情報のオープンデータ化のための協定を結び、県はwebページ「よん de バス」を作成した。大宮駅西口などの路線のバス運行情報の提供とオープンデータ化したバス情報を公開するなど実績をあげている。

しかし、バス運行情報へのアクセス数を現在は把握しておらず、事業の効果検証がされていない。また今後対象路線を拡大するとデータ量が増加し、処理に費用がかかる。一方で現在の公開しているオープンデータは情報量が少なく、民間事業者がデータを使用し、独自のサービスを行うまでには至っていないことが課題である。

2 協定に関する企業の意向

埼玉県初の包括連携協定締結から8年がたち、企業数も増加した。そのため企業同士の横のつながりへの期待や、連携を希望する内容の変化など、企業の連携に対する意向に変化があることを確認した。

県と個別協定を締結した企業に、県との協定を市町村にも積極的に活用してもらいたいという意向があることを確認した。

【監査委員の意見】

民間企業との連携協定は、県と企業の双方が連携にメリットを感じ、新たな連携事業を提案しあい、実現に向けてそれぞれの資源を提供することによって、県民の安全・安心や福祉の向上などに寄与することが本来の姿であると考えます。県が施策目標の効率的な実現に向けて、主体的に民間企業との連携協定を活用するため、特に以下の取組を提案します。

1 県の施策効果を高めるための連携を進める取組

(1) 民間企業との連携協定を活用して県の施策効果を高めるためには、県が推進したい施策を前提として、主体的に企業に働きかけることが必要である。包括連携協定の本来の目的を再度確認した上で、県の政策立案や事業に企業との連携を生かすための仕組みを、企画財政部として検討すること。(改革推進課)

(2) 県の施策効果をさらに高めるため、企業側の意向確認に加え、関係する庁内の他課や市町村との連携を進めることで、県民の健康増進につながる新たな連携事業の展開が図れないか検討すること。(健康長寿課)

(3) 現在の連携事業の課題と効果検証を踏まえ、今後の企業との役割分担や事業の有効性について具体的に検討すること。(都市計画課)

2 庁内での情報共有体制の充実(改革推進課)

連携協定の具体的な活用事例や効果、協定締結企業のニーズの変化、県が企業に協力できる範囲や他県での取組状況などについて、庁内での経験等情報の共有を進めることで、企業との連携協定の更なる有効活用が期待できる。新たに庁内向けの研修会を実施するなど、分かりやすい協定活用のための情報提供・共有に向けた体制の充実について検討すること。

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体13団体、指定管理者13団体19施設及び補助金等交付団体20団体、計52箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

イ 監査結果に対する措置状況

監査実施	監 査 結 果			27年度末未措置	28年度措置状況		備 考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
28年度	0	0	0				
27年度	0	1	1	1 (注意1)	1 (注意1)		
26年度	0	1	1	0			
25年度	0	0	0	0			

(4) 決算審査

平成27年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成27年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成28年8月9日～平成28年9月16日

(イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

① 県税収入の確保

自主財源は7年ぶりに6割を超え、うち最も額が大きい県税は、歳入全体の4割超を占め、納税率は96.9%と5年連続で上昇したが、7年連続で全国最下位である。

平成27年度には個人住民税の給与からの特別徴収の一斉指定が行われ、その割合が80.7%（前年度71.0%）にまで上昇した。近隣都県とも連携を図り、給与からの特別徴収の徹底に努めるとともに、引き続き市町村に対する支援を講じられたい。

② 未収金の解消

県税の収入未済額は213億余円と、前年度より36億余円減少し、この4年間で131億円減少した。県では徴収対策として滞納処分の強化に取り組んでいるが、これは滞納抑止効果を生む側面もあることから引き続き積極的に取り組まされたい。

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」の施行から2年が経過したため、条例の適用事例の整理・評価と債権管理課所職員への支援により、未収金の更なる解消に努められたい。

③ 将来負担の抑制

臨時財政対策債・減収補填債を含めた県債残高は、前年度より128億余円増加し県民一人当たり約51万8千円となった。

今後も将来負担抑制のため、県債の発行と残高の適正な管理に努められたい。また、臨時財政対策債は、関係自治体と連携し国に対して廃止を働きかけていく必要がある。

④ 県有資産の計画的管理

県有資産マネジメント検討委員会を活用し、総合的かつ長期的な視点で県有施設の管理を行っていただきたい。

統一的な基準による地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備に当たっては、資産価値を適正に評価した上で、この活用により県有資産の計画的な管理に努められたい。

⑤ 本県の更なる発展のために

「2025年問題」で懸念される社会活力の低下に対しては、本県のポテンシャルを十分に引き出し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などのチャンスを活かしながら、本県が更に発展するための新たな施策を展開していただきたい。

イ 平成27年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

平成28年8月9日～平成28年9月16日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【水道用水供給事業会計】

平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県を中心に最大44万戸が断水し、ライフラインの復旧までに多くの時間がかかっている。厚生労働省では送水管路の耐震化の遅れを原因の一つに挙げている。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内水道施設にも影響を及ぼし浄水場内施設や送水管路に損傷が発生した。地震後に行われた計画停電時には、備蓄施設の浄水を利用した送水を実施したが、備蓄水量及び自家用発電容量の不足により、中継ポンプ所を経由している一部の地域で受水団体が必要とする量を送水することができなかった。

企業局では地域防災計画で想定する地震の県内最大震度、施設の重要度や更新の緊急度、耐用年数を考慮して水道施設の耐震化等に取り組んでいる。

水処理施設や送水管などすべての施設の耐震化には、多大な費用と長期間を要するため、選択と集中によるスピーディーな耐震化が必要となる。

また、地震により停電が長時間にわたる場合に受水団体へ必要最低量の送水を可能とする電源確保対策や備蓄施設の増強を図る必要がある。

熊本地震や東日本大震災を教訓に水道施設の耐震化や停電対策の早期完了を目指して、万一、災害発生時にも最低限の能力を確保し、断水被害を可能な限り抑えるよう努めるべきである。

【地域整備事業会計】

地域整備事業会計の「緑ゆたかなメモリアルガーデン整備推進費」の経理処理については、平成25、26年度は建設仮勘定で整理し、平成27年度は営業費用で処理している。年度による経理処理に一貫性を欠くことのないよう留意すること。

【病院事業会計】

平成27年度は、「埼玉県立病院経営改善アクションプラン」（以下「アクションプラン」）の計画期間（平成27年度～平成29年度）の1年目であるが、同プランに掲げる各病院共

通の業績評価指標の一つである病床利用率の平成27年度実績は4病院すべてで目標を下回り、医業収支比率も3病院で目標以下だった。その他の業績評価指標でも実績が目標に及ばなかった病院が少なくない。また、病院全体の経常収支の実績も見込みを大きく下回った。

これらの要因を精査して病院経営の改善を図るとともに高度・先進医療に対応する新病院の更なる利用拡大に努め、県民のための病院経営という意識の下、職員が一丸となって目標達成に取り組む必要がある。

【流域下水道事業会計】

再生水供給事業は、さいたま市下水処理センターの下水処理水をさいたま新都心浄化プラントで高度処理し、さいたま新都心地区の合同庁舎やさいたまスーパーアリーナ、明治安田生命ビル等に水洗トイレ用水として供給している。

平成27年度の1日当たりの供給実績は過去最高の1,023m³となっているが、供給能力日量4,000m³に対し、約1/4にとどまっている。

また、単年度収支は毎年マイナスであり、累積損失は平成27年度末で約6億2千万円に上っている。

そこで、新規需要先の開拓や一層の経費削減に努め収支の改善を図るとともに、将来の需要の見通しを踏まえ、今後の事業の手法や展開について、見直しも含めて検討する必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成28年8月9日～平成28年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
③実質公債費比率	12.0%	12.3%	25%未満
④将来負担比率	192.9%	203.5%	400%未満

・実質公債費比率の全国平均は、12.7%（埼玉県は比率が低い順で全国11位）

・将来負担比率の全国平均は、175.6%（埼玉県は比率が低い順で全国28位）

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると低下している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

○ 健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成28年8月9日～平成28年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	平成27年度	平成26年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※ 資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額
事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

平成 2 8 年度に監査結果を公表した住民監査請求は、次の 1 件です。

ア 平成 2 7 年 4 月執行の埼玉県議会議員の選挙における選挙公営条例違反に関する件
受付日 平成 28 年 5 月 25 日 結果通知日 平成 28 年 7 月 22 日(一部却下一部棄却)

請求の要旨

- 1 平成 2 7 年 4 月執行の埼玉県議会議員選挙における選挙運動用ポスター作成費用の公費負担について、候補者のうち 1 9 名が「ポスターの作成を業とする者」とは認められない者と条例(注 1)違反の契約をしていることから、当該契約の相手方に支出した金額を県に返還させる措置をとること。
- 2 条例がポスター作成費用の公費負担限度額の算出に当たりポスター作成枚数を掲示場数の 2 倍まで認めていることが、過剰な公費負担を行う結果となっていることから、選挙運動用ポスター作成費用の公費負担限度額を大幅削減する条例改正のための措置をとること。

監査結果の概要

- 1 条例に違反して契約した相手方に支出した金額の返還措置に係る請求のうち、3 件の支出については、監査請求のあった日が地方自治法第 2 4 2 条第 2 項に定める請求期間(支出等の日から 1 年)を徒過しており不適法であるので、これを却下する。
残る 1 6 件の支出については、条例で規定する「ポスターの作成を業とする者」は印刷を主要な業務とする業者に限定されとする請求人の主張には根拠が見当たらないこと、判例に照らし県は条例及び規程(注 2)等に基づき必要書類を審査し、特段の疑念を抱かせる記載がない以上、その真偽や相当性について審査することなく所定の限度額内で支払うことを許容されていると解されることから、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。
- 2 ポスター作成費用の公費負担限度額を大幅削減する条例改正措置に係る請求について、当請求は条例の規定そのものの改正を要望するものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を対象としていないため、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の要件を欠き不適法であるので、これを却下する。

(注 1) 条例.....埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

(注 2) 規程.....埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程

《資 料 編》

平成28年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成23年度	582	287	295	49
平成24年度	583	281	302	48
平成25年度	579	289	290	50
平成26年度	577	293	284	51
平成27年度	575	267	308	46
平成28年度	580	285	295	49

(2) 監査の結果等

ア 平成28年度第1回提出(平成28年 9月26日)

公表(平成28年10月 7日)

(ア) 監査の対象機関 193機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、勤労者福祉課、就業支援課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務

等の事務局	局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、魅力ある高校づくり課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成28年4月18日～平成28年7月29日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県民生活部	文化振興課	平成27年度の「文化ともしび賞トロフィー作成」に係る契約（514,080円）について、予定価格調書に記載した予定価格を超えた金額で契約を締結したのは不適切であった。
環境部	資源循環推進課	平成27年度の彩の国資源循環工場（借地施設）整備事業に関する土地賃貸料の債権管理について、次の点で不適切であった。 1 納期限までに納付されなかった賃貸料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促すべきと

		<p>ころ、この期間を超過して督促していた。</p> <p>2 督促をした旨を債権管理簿に記載すべきところ、記載していなかった。</p> <p>3 納期限までに納付されなかった賃貸料について、財務規則で定める様式の督促状で督促するべきところ、普通文書で督促し、督促状に納期限が記載されていなかった。</p>
--	--	---

イ 平成28年度第2回提出（平成28年12月 5日）

公表（平成28年12月16日）

(ア) 監査の対象機関 72機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	川口県税事務所、所沢県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	北部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	総合リハビリテーションセンター、所沢児童相談所
保健医療部	加須保健所、高等看護学院、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	秩父農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、茶業研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、行田浄水場、水質管理センター
病院局	循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、文書館、大滝げんきプラザ、浦和東高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、戸田翔陽高等学校、新座柳瀬高等学校、皆野高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、朝霞警察署、川越警察署

(イ) 監査実施日

平成28年8月18日～平成28年10月31日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県民生活部	男女共同参画推進センター	平成 27 年度の「埼玉県男女共同参画推進センター保育士派遣業務委託」に係る随意契約において、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者からのみの徴取で契約を締結したことは、不適切であった。
農林部	農業技術研究センター	平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託契約」及び「産業廃棄物処分委託契約」(契約金額合計 599,940 円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。
警察本部	警察学校	平成 27 年度の「警察学校庁舎環境衛生管理業務委託」(2,592,000 円)の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていないことは、不適切であった。

ウ 平成28年度第3回提出（平成29年 2月21日）

公表（平成29年 3月 3日）

(ア) 監査の対象機関 218機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、幸手保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所
産業労働部	計量検定所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	越谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所
病院局	精神医療センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西

	<p>高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢商業高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、蓮田松韻高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、川口特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、和光特別支援学校</p>
警察本部	<p>大宮警察署、蕨警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、西入間警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

平成28年11月1日～平成28年12月31日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
産業労働部	中央高等技術専門校	<p>平成 27 年度の「産業廃棄物収集運搬委託」（20,000 円）及び「産業廃棄物処分委託」（259,200 円）について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。 2 収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。 3 「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、2 者以上から見積書を徴収する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	総合治水事務所	平成 28 年度に現金領収した公文書の写し作成費用について、最初に収納した日から起算して 5 日目には指定金融機関等に払い込まなければならないところ、払い込みが遅延していたことは不適切であった。
教育局	富士見高等学校	平成 28 年 4 月に行った行政財産使用許可に基づく 5 ～ 9 月分の管理費について、平成 28 年 11 月まで調定、納入通知を行わなかったことは不適切であった。
警察本部	熊谷警察署	平成 27 年度の「被留置者食糧の単価契約」について、予定価格調書の予定価格に誤った金額を記載したことを認識しないまま、入札を執行して契約を締結したのは不適切であった。

エ 平成28年度第4回提出（平成29年 6月20日）

公表（平成29年 6月30日）

（ア） 監査の対象機関 97機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	飯能県税事務所、熊谷県税事務所
危機管理防 災部	消防学校、防災航空センター
福祉部	西部福祉事務所、熊谷児童相談所
保健医療部	川口保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、熊谷保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	病虫害防除所、農業大学校、水産研究所
都市整備部	川越建築安全センター
教育局	西部教育事務所、久喜図書館、嵐山史跡の博物館、加須げんきプラザ、入間向陽高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、久喜北陽高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、与野高等学校、蕨高等学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署

(イ) 監査実施日

平成29年1月11日～平成29年1月31日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

該当なし

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

監査実施団体	平成28年度
出資団体	13
補助金等交付団体	20
指定管理者 (施設数)	13 (19施設)
監査実施団体 計	46 (重複を除く実数は43)
監査実施箇所 計	52

ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成24年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
平成24年度	2	—	1	1	—	
平成25年度	1	—	1	—	—	
平成26年度	3	—	(*1) 3	—	—	(*1)一部却下3
平成27年度	1	—	—	1	—	
平成28年度	1	—	(*2) 1	—	—	(*2)一部却下1

(2) 請求事案及び結果（平成24年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
24. 6. 5	準学校法人川越専門学校への私立学校運営費補助金に関する件	24. 6. 18 却下	
24. 6. 5	NPO法人ほっとポットへのホームレス自立支援団体活動費補助金に関する件	24. 7. 31 棄却	
25. 9. 25	平和資料館リニューアル工事の入札に関する件	25. 11. 19 棄却	
27. 1. 26	平成23年度から平成25年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27. 3. 24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 5	平成23年度から平成25年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27. 4. 24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 6	平成24年度及び平成25年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27. 4. 24 棄却 (一部却下)	

27. 6. 29	県道における車止めの撤去に関する件	27. 7. 16 却下	
28. 5. 25	平成27年4月執行の埼玉県議会議員の選挙における選挙公営条例違反に関する件	28. 7. 22 棄却 (一部却下)	

平成28年度
事務概要
平成29年6月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp